

資料15 府内のごみ焼却施設（市町村設置）の排ガス中ダイオキシン類濃度

自治体名	施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン類濃度 (最新報告値) (ng-TEQ/m ³)	基準	
					ガライドン (ng-TEQ/m ³)	法定恒久 対策基準 (平成14年12 月1日適用) (ng-TEQ/m ³)
京 都 市	東北部クリーンセンター	1	350	0	0.1	0.1
		2	350	0.000021	0.1	0.1
	西部クリーンセンター	1	300	0.46	1	1
		2	300	0.45	1	1
	南部クリーンセンター 第一工場	1	300	0.44	1	1
		2	300	0.31	1	1
	南部クリーンセンター 第二工場	1	200	0.11	1	1
		2	200	0.45	1	1
		3	200	0.36	1	1
	東部クリーンセンター	1	200	0.44	1	1
2		200	0.0039	1	1	
3		200	0.00053	1	1	
福 知 山 市	ごみ焼却施設	1	75	0.00053	0.1	1
		2	75	0.00021	0.1	1
舞 鶴 市	清掃事務所第1工場	1	40	0.21	5	5
		2	40	(共通煙道)		
	清掃事務所第2工場	1	15	0.043	5	10
		2	15	(共通煙道)		
綾 部 市	クリーンセンター	1	25	0.032	0.1	5
宮 津 市	清 掃 工 場	1	37.5	0.002	1	10
		2	37.5	0.0061	1	10
亀 岡 市	桜塚クリーンセンター	1	40	0.18	5	5
		2	40	0.20	5	5
		3	40	0.41	5	5
京 田 辺 市	環境衛生センター 甘南備園	1	40	0.56	5	5
		2	40	0.30	5	5
峰 山 町	クリーンセンター	1	24	0.041	1	10
		1	21	0.0025	0.1	5
		2	21	0.000067	0.1	5
		1	75	0.70	0.5	5
乙 訓 環 境 衛 生 組 合	150t/日ごみ処理施設	2	75	0.29	0.5	5
		1	75	0.000084	0.1	1
城 南 衛 生 管 理 組 合	長谷山清掃工場	1	200	0.18	1	1
		1	115	0.15	1	1
	折居清掃工場	2	115	0.20	1	1
		1	30	0.54	5	10
相 楽 郡 西 部 塵埃処理組合	打越台環境センター	2	30	0.43	5	10
		1	10	0.068	5	10
相 楽 東 部 じんかい処理組合	相 楽 東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	2	10	0.49	5	10
		1	23	0.21	5	5
船 井 郡 衛 生 管 理 組 合	京 都 中 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	2	23	(共通煙道)		

平成15年3月末までの測定値です。

ガイドラインは、厚生省ガイドラインに基づく行政指導基準として、平成14年12月を目途に適合させるよう指導していた基準であり、法定恒久対策基準は平成14年12月から適用された基準です。

なお、平成14年11月までに測定されたものの法的な基準値は全施設80ng-TEQ/Nm³です。